

## 報道機関への会議の公開方法について

「法曹の養成に関するフォーラム」（以下「フォーラム」という。）を報道機関に公開する方法は以下のとおりとする。

- 1 フォーラム開催会場の別室における映像・音声による傍聴を認める。
- 2 傍聴者の人数は、原則として制限しないが、収容可能人数等により、フォーラムの事務局において、制限をすることができる。
- 3 カメラ撮影及びICレコーダー等による録音は認めないこととする。
- 4 会議終了後の記者ブリーフィングは、原則として実施しない。